実績枠で選定に使用する就職実績について

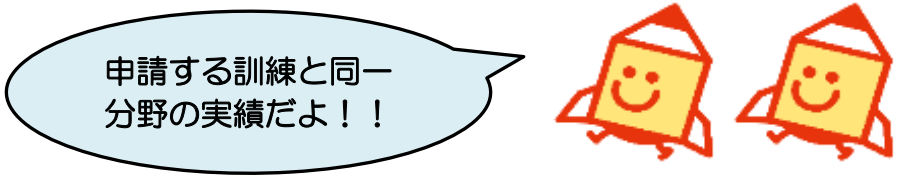

（令和６年度第４四半期開講コースの認定申請の場合）

求職者支援訓練の選定にて、岡山支部が通知する就職率確定通知書に記載された**雇用保険適用就職率の適用日が**、申請受付開始日（令和6年９月２６日）から１年前の日（令和5年９月２６日）が属する月の初日（令和5年９月1日）までの間、

（令和5年９月１日～令和6年９月２６日）に該当しない場合、「新規扱い」の申請となります。

《　2023年9月１日　～　2024年9月26日　》

雇用保険適用就職率の適用日は、訓練修了後７ヵ月を経過する日となりますので、

令和５年９月１日～令和６年９月26日の期間内に、雇用保険適用就職率の適用日が発生するのは、

訓練終了日**が、令和５年２月１日から令和６年２月26日の期間内にある訓練コースが対象となります。**

《　2023年２月1日　～　2024年２月26日　》

↑

（認定様式第１４号に記載できる訓練コースです。）

直近３コース、３コースなければ該当するすべてのコースを記載してください。